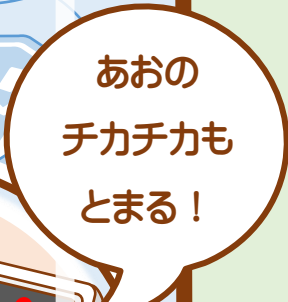
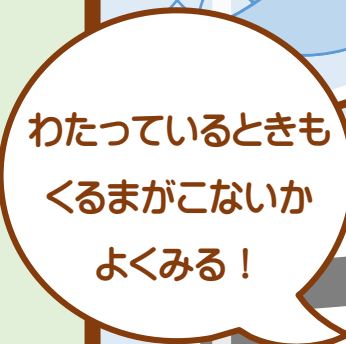
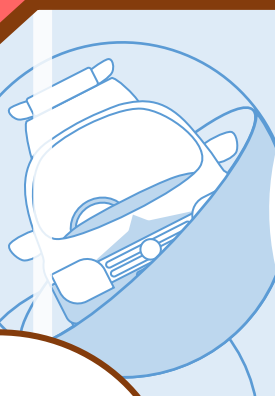


# こどもこうつうあんぜん

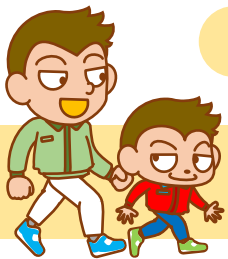


まあだだよ  
さゆうみてから もういいよ



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！  
**TOKYO SAFETY ACTION**  
<https://www.safetyaction.tokyo/>





まいにち だの  
毎日楽しくすごすための

# 3つのやくそく



どうろ  
道路に  
とびださない

ともだち よ  
友達が呼んでいても、

ころ  
ボールが転がっても、

ぜったい と だ  
絶対に飛び出さない！



あおしんごう  
青信号でも  
ゆだんしない

みぎ ひだり みぎ み  
右・左・右をよく見てから

おうだんぼどう わた  
横断歩道を渡る！

て たか あ わた  
手を高く上げて渡る！



じてんしゃ  
自転車の  
ルールをまもる

ヘルメットをかぶる！

まわ み ばしょ  
周りが見えにくい場所や

「とまれ」の場所で止まる！



保護者の皆様へお願いです  
～お子様が無事に「ただいま」と帰れるように～

自転車・歩行者のルールを繰り返しお子様に教えてください。  
実際にお子様と普段使う道を通り、安全確認がきちんとでき  
ているかチェックしてあげましょう。子供と同じ目の高さ  
で見て、見通しの悪い場所や通行量が多い場所をどのよ  
うに通行すればいいか、具体的に教えてあげてください。



## こうつうあんぜんじょうほう

街とともに。人とともに。  
FOR MORE COMMUNICATION

けいしちょう

警視庁公認  
交通安全  
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！  
TOKYO SAFETY ACTION  
<https://www.safetyaction.tokyo/>



## 注意！

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、  
交通死亡事故を含む子ども  
の重大事故が、全国で  
報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

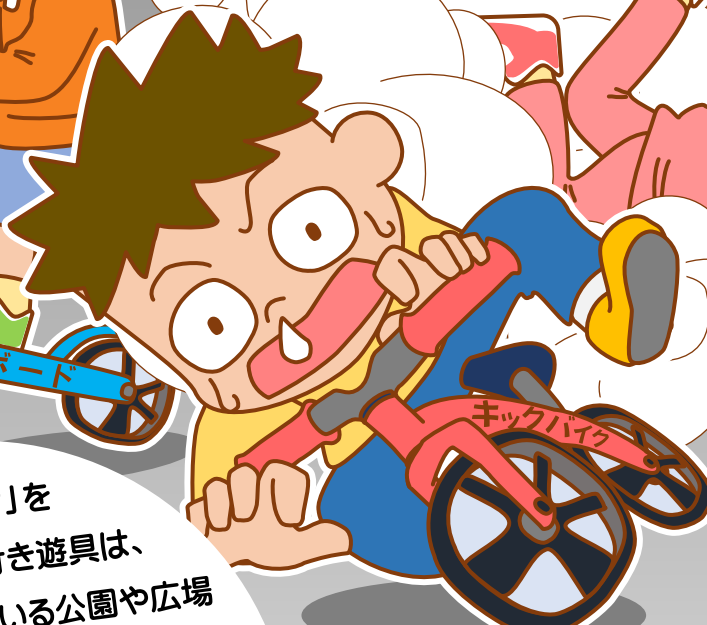
## 保護者のみなさん

あなたのお子さん、遊具を使って  
道路で遊んでいませんか？

## 警告！

「交通のひんぱんな道路に  
おいて、球戯をし、ローラー・  
スケートをし、又はこれらに  
類する行為をすること」は  
**禁止**されています。

※道路交通法第76第4項第3号  
(道路における禁止行為)

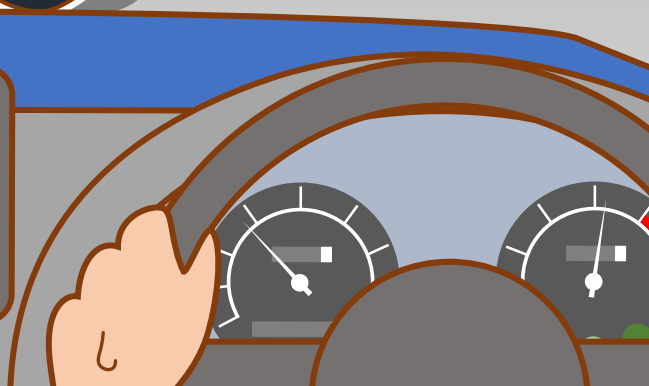


### ●「キックバイク」を

はじめとした車輪付き遊具は、  
使用が許可されている公園や広場  
で遊びましょう。

●坂道ではスピードが出て制御できな  
いので、子どもから目を離さないよう  
に気をつけましょう。

●乗る際は、必ずヘルメットを  
着用させましょう。







# こう つう あん ぜん じょう ほう 交通安全情報



小・中学生の皆さんへ

## でんどう の ボクたちも電動キックボードに乗れるの？



めんきょ  
免許がいないから  
乗れるでしょ？

の  
乗れません！



でんどう うんてん さい  
電動キックボードの運転は、16歳になってから！

～保護者の皆様へ～

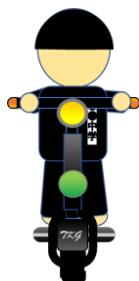
電動キックボード等には、  
運転免許が**必要**な一般原動機付自転車等と、  
運転免許が**不要**な特定小型原動機付自転車  
があります。

16歳未満のお子様は、  
電動キックボードを運転してはいけません。

**注意！** ～16歳未満の者に、**提供**することも禁止です～



運転



提供

- ・ 16歳未満の者が運転することは禁止です。
- ・ 16歳未満の者に特定小型原動機付自転車を提供（貸し出しや、買い与えること等）することも禁止です。
- ・ 違反した場合は運転者も車両を提供した方も罰せられることがあります。

警視庁公認  
交通安全  
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！  
**TOKYO SAFETY ACTION**  
<https://www.safetyaction.tokyo/>



または  
警視庁の  
サイトへ





高校生以上の皆さんへ



# 交通安全情報

私たち、16歳になったけど、  
どんな電動キックボードでも免許なしで乗れるのかなあ？

特定小型原動機付自転車(特定原付)  
にあたる電動キックボードは、**16歳以上**  
であれば**免許不要**になりました。

**ですが...**

全ての電動キックボードが、  
免許不要になったわけではありません！



特定小型原動機付自転車には、

- ・長さ190cm以下、幅60cm以下
- ・定格出力が0.60kW以下
- ・最高速度20km/h以下 等の基準があります。

基準に合わないものは、見た目が電動キックボードでも、一般原動機付自転車や自動車(自動二輪車等)になり、運転には免許が必要です。

特に、インターネット販売などで購入する場合は基準に適合しているか、十分に注意しましょう。

購入後は、標識(ナンバープレート)の取付や自賠責保険(共済)に加入しなければ、公道で運転することはできません。

運転前や購入前に、よく確認しましょう。

**事前に交通ルールを勉強する必要があります。**

交通違反をした場合は、交通反則切符等による取締りの対象となります。



## \* その他 \*

- 1 万一の場合に備え、乗車用ヘルメットの着用・任意保険の加入をしておきましょう。
- 2 シェアリングの電動キックボードを利用する際、他人の身分証やクレジットカードで登録すると、別の犯罪になります。



未成年の方が利用する際は、保護者や学校等とよく相談しましょう。

警視庁公認  
交通安全  
情報サイト

交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！

**TOKYO SAFETY ACTION**

<https://www.safetyaction.tokyo/>



または  
警視庁の  
サイトへ

